

〈 園でのお薬の取り扱いについて 〉

こども園では複数のお子様をお預かりしているため、投薬を依頼される方が大勢おいでた場合、薬の飲み間違いなども発生する危険性があります。そこで、受診した際に内服薬を処方される場合は、医師にこども園に通っていることから「朝・夕」の処方にしていただくようお願いください。治療上、それが不可能な場合（1日3回の投薬が必要な場合）はご相談ください。

与薬にあたって

- お子さんを診察した医師が処方したものに限り、カバンの中や連絡袋に入れたままではなく、保育教諭や看護師に直接手渡ししていただくようお願いします。
- 座薬、頓服（熱冷まし、痛み止め）、解熱剤、下痢止め、市販薬は、取り扱いできません。ただし治療上どうしても必要なお薬がある場合は、医師の具体的な指示書を添付してください。なお、使用にあたっては、その都度、保護者に連絡しますのでご了承ください。

持参薬について

- 必ず「くすりの依頼書」と「薬剤情報提供書」を添付してください。薬剤情報提供書がない場合は、園での服用はできませんのでご注意ください。また、初めて服用するお薬はご家庭で1度お飲みになり、副作用などについて確認後、園にお持ちください。
- 園にお持ちいただくお薬は、当日1回分のみで、袋や容器にお子さんのフルネームを記入してください。「くすりの依頼書」は園にありますのでお声かけください。
- 服用時間が午睡時間と重ならないように（服用間隔が4時間以上あくように）朝の内服時間にご注意ください。